

# 岡山県環境審議会水質部会資料

平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果

平成 30 年 9 月 3 日

岡山県

# 平成29年度公共用水域の水質測定結果について

## 1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

### (1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等31項目)

### (2) 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象	調査地点数				
	水域	県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1～2回

## 2 結 果

### (1) 健康項目

健康項目は、全ての水域で環境基準を達成した。

### (2) 生活環境項目

#### ア BOD及びCOD

(7) 河川のBODは、31水域のうち30水域で環境基準を達成した。

(達成率:96.8%)

(4) 児島湖のCOD(化学的酸素要求量)は、環境基準を達成しなかった。

(5) 海域のCODは、10水域のうち4水域で環境基準を達成した。

(達成率:40.0%)

#### イ 全窒素及び全りん

(7) 児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。

(4) 海域の全窒素は8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中7水域で環境基準を達成した。(全りんの達成率:87.5%)

#### ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

#### エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表3のとおりであった。

表3 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域 区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (D0)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	94.4 %	97.0 %	100.0 %	51.3 %	—
湖沼	69.4 %	98.6 %	41.7 %	—	—
海域	93.7 %	77.9 %	—	98.6 %	100.0 %

※ 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したもの。

(3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等29項目のうち、ウランが海域10地点で指針値をわずかに超過した。

その他の28項目は、いずれも指針値内であった。

3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

# 平成29年度地下水の水質測定結果について

## 1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

### (1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等24項目)

### (2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された8地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区 分	県	岡山市	倉敷市	計
概 況 調 査	19	6	6	31
継 続 監 視 調 査	2	3	3	8
合 計	21	9	9	39

表2 測定項目及び頻度

区 分	測定項目	測定頻度
概 況 調 査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継 続 監 視 調 査	過去に超過した環境基準項目(関連する環境基準項目を含む。)	年1～2回

## 2 結 果

### (1) 概況調査

31地点のうち2地点(赤磐市立川:ふっ素、矢掛町横谷:ひ素)で環境基準を超過した。

### (2) 継続監視調査

8地点のうち5地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

## 3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、原因究明を図るための周辺調査を実施し、その結果に応じて継続監視調査に移行する。

継続監視調査を行った8地点は、引き続き調査を継続する。